

改善計画の取組状況報告書

平成 22 年 8 月 3 日
(社)岩手県建設業協会

1 改善計画書の提出

平成 22 年 5 月 28 日、当協会宇部会長が改善計画書を県（宮舘副知事）に提出いたしました。

2 建設業倫理向上対策特別委員会等の開催

- (1) 平成 22 年 4 月 14 日、第 8 回建設業倫理向上対策特別委員会（以下「倫理向上委員会」と略します）を開催し、①公正取引委員会審決に係る県および市町村の処分について報告するとともに、②「法令遵守に係る取組みについて」検討を行いました。
- (2) 平成 22 年 4 月 28 日、常任理事会を開催し、法令遵守の取組みの強化に係る改善計画書（以下「改善計画書」と略します）（素案）について検討を行いました。
- (3) 平成 22 年 5 月 25 日、理事会を開催し、改善計画書について承認を得ました。
- (4) 平成 22 年 6 月 21 日、理事会を開催し、改善計画書に基づく取組みのうち、有識者会議およびワーキンググループ会議の設置要領について了承を得ました。
- (5) 平成 22 年 8 月 3 日、倫理向上委員会を開催し、ワーキンググループ会議での議論の状況を報告するとともに、第 1 回有識者会議提出資料について説明を行い、了承を得ました。

3 ワーキンググループ会議の開催

6 月 21 日、ワーキンググループ会議（別紙設置要領 以下「WG」と略します）を発足させ、県民の信頼回復に向けた法令遵守・企業倫理の高揚並びに企業・業界の改革について、検討を行っております。

- (1) 平成 22 年 6 月 25 日、第 1 回 WG を開催し、①改善計画書の内容について説明した上で、②討議メモ「業界改革の議論の方法について」に基づき検討を行いました。
- (2) 平成 22 年 7 月 7 日、第 2 回 WG を開催し、前回 WG の内容を振り返った上で、以下の各項目について議論を行いました。①改善計画の目的・位置づけ、②談合事件の背景、③事件を踏まえ業界が取組まなければならないこと、④業界を改善していくための課題、⑤究極の目標（目指す姿）。また、今後の取組み課題を確認しました。
- (3) 平成 22 年 7 月 29 日、第 3 回 WG を開催し、①第 2 回 WG 資料への修正意見を求めるとともに、②各支部における討議の雛形・枠組み、および③8 月 9 日の有識者会議の配布資料（案）について説明し、了承を得ました。

4 法令遵守・倫理向上のための研修会の実施

平成 22 年 6 月 21 日、弁護士 二宮 照興 氏を講師に迎え、建設業協会役員（正副会長・支部長・関連団体役員）を対象に、「公共工事と独占禁止法・刑法」と題する研修会を開催しました。

5 その他

- (1) 8 月 9 日、第 1 回法令遵守及び建設業界改革のための有識者会議を開催する予定にしております。
- (2) 5 月 28 日に提出いたしました改善計画書においては、①「建設業法・適正化法・独禁法遵守必携」の改訂、②「行動憲章」・「行動宣言」の改訂および③法令遵守のためのポスター

の作成・掲示を第 1 四半期に行う計画にしておりましたが、法令遵守及び建設業界改革のための有識者会議において十分な審議を踏まえる必要があることから、第 2 四半期以降に実施することといたしました。